

高知県災害多言語支援センターの開設・運営に係る協定書

高知県（以下「甲」という。）と公益財団法人高知県国際交流協会（以下「乙」という。）は、高知県災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）において、外国人支援を円滑に行うために開設・運営する高知県災害多言語支援センター（以下「センター」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、高知県内で大規模災害が発生した場合に多言語での情報提供による外国人支援を行うセンターの開設・運営及び甲乙の果たす役割について、必要な事項を定めるものとする。

(協力体制)

第2条 甲乙は、相互に連携・協力し、センターの開設・運営に関し必要な業務を実施するものとする。

(センターの開設基準)

第3条 センターは、高知県災害対策本部規程において定める風水害時等の配備基準における第4配備体制又は震災時の配備基準における第3配備体制のうち、県内で震度5強以上の地震が発生した場合、若しくは大津波警報が発表された場合、若しくは南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に開設するものとする。ただし、その他の場合においても、災害の規模や被災状況等により、甲乙協議のうえ開設する場合がある。

(センターの開設場所)

第4条 センターは、乙の事務所内（高知市本町4丁目1番37号）に開設する。

2 乙の事務所が被災し、センターを開設することが困難である場合は、甲はこれに代わる場所を確保するものとする。

(センターの運営)

第5条 センターの運営は、甲乙協働で行う。

2 甲乙は、必要に応じて、県内外の自治体・団体と連携して、センターの運営を行う。

3 甲乙は、センター運営に係る支援を受け入れる際は、その受け入れと円滑な活動の支援に努める。

(センターの役割)

第6条 センターの役割は、以下のとおりとする。

- (1) 災害関連情報等の多言語による発信
 - (2) 外国人等からの相談・問い合わせ等への対応
 - (3) 災害言語ボランティア等のコーディネート
- 2 センターの役割は、前項のほか、被害の状況により甲乙で協議し、追加・変更することができる。

(経費負担)

第7条 センターの業務によって生じる乙の経費は、甲からの補助金・委託料を充当するものとする。

(協議)

第8条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年11月4日

(甲) 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県知事

(乙) 高知県高知市本町4丁目1番37号

公益財団法人 高知県国際交流協会

代表理事